



第18期
定 時 株 主 総 会

招 集
ご 通 知

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

石川県白山市古城町305番地

白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株 主 各 位

2023年6月13日
石川県金沢市二宮町15番13号
株式会社サンウェルズ
代表取締役社長 苗代 亮達

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第18期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンウェルズ」または「コード」に当社証券コード「9229」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご記名ご捺印のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日（水）午前10時
2 場 所	白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール 石川県白山市古城町305番地
3 目的事項	〔報告事項〕 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類 〔決議事項〕 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 株主の皆様へ交付する書面からの省略事項	本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。 - 株主資本等変動計算書 - 計算書類の個別注記表
6 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社役員及び運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://sunwels.jp/pdh/>)

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5 名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	なわしろ 苗代 亮 達	代表取締役社長	再 任
2	こしの 越野 とおる 亨	専務取締役 運営本部長	再 任
3	ながやま 長山 ともひろ 知広	常務取締役 人事企画本部長	再 任
4	うえの 上野 えいいち 英一	常務取締役 管理本部長	再 任
再 任	再任取締役候補者	社 外 社外取締役候補者	独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

苗代 亮達
(1973年7月20日)

所有する当社の株式数…
1,966,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当			
1999年12月	有限会社アイテム商業建築研究所（株式会社アイテム）入社	2011年4月	当社代表取締役社長（現任）
2002年3月	株式会社アイテム代表取締役	2013年10月	株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役
2006年9月	株式会社ケア・コミュニケーションズ（現：当社）設立 代表取締役	2014年9月	株式会社SUN整骨院設立 代表取締役
2008年5月	株式会社サライ設立 取締役	2015年2月	株式会社SUNエステート設立 代表取締役
2010年7月	社会福祉法人達樹会設立 理事長	2015年7月	株式会社サンメディカルサポート設立 代表取締役
2011年1月	株式会社サライ 代表取締役	2017年3月	株式会社杏設立 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社杏 代表取締役

取締役候補者とした理由

苗代亮達氏は、当社創業者として社業を牽引し、代表取締役社長として重要な経営判断や意思決定、業務執行に対する監督などの適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と知見を、今後も当社の事業拡大に活用して頂くことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

こしの
越 野
とおる
亨

(1974年1月16日)

所有する当社の株式数…
5,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	金沢競馬場所属 騎手	2013年10月	当社運営部長
1997年2月	有限会社伝統美術乃勇美洞 入社	2015年4月	当社取締役
2003年3月	株式会社ノムラ食品 入社	2015年7月	株式会社サンメディカルサポート 代表取締役
2004年1月	株式会社AOC 入社	2019年7月	当社専務取締役
2004年6月	株式会社アイテム 入社	2023年4月	当社専務取締役運営本部長 (現任)
2007年1月	株式会社アイテム 営業部長		
2010年10月	株式会社セントラルケアスタッフ 入社		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

越野亨氏は、当社において営業部門、運営部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

ながやま
長 山
ともひろ
知 広

(1982年7月19日)

所有する当社の株式数…
5,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

2005年4月	医療法人洋和会 入社	2022年6月	当社常務取締役
2009年5月	株式会社ケア・コミュニケーションズ (現：当社) 入社	2022年11月	当社常務取締役人事部長
2012年4月	当社運営部長	2023年4月	当社常務取締役人事企画本部長 (現任)
2015年4月	当社取締役		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

長山知広氏は、当社において運営部門、人事部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

うえ の えい いち
上 野 英 一
(1953年7月21日)

所有する当社の株式数…
5,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社北陸銀行 入行	2009年6月	EIZO株式会社 常勤監査役
1997年1月	同行 八尾支店長	2016年6月	EIZO株式会社 社外取締役 (監査等委員)
1999年6月	同行 東大阪支店長	2018年7月	当社社外取締役
2002年4月	同行 黒部支店長	2018年10月	当社常勤監査役
2004年6月	同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店長	2019年7月	当社取締役総務経理部長
2006年6月	同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店長	2022年6月	当社常務取締役総務経理部長
2008年6月	同行 常任監査役	2023年4月	当社常務取締役管理本部長 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由
上野英一氏は、金融機関と事業会社にて常勤監査役や社外取締役を歴任してきた経験から、豊富な金融知識と企業経営全般に関する深い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- (注) 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。
また、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	はたけ 富 善昭	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
2	なかにし 中西 祐一	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
3	やまもと 山本 英博	—	新 任	社 外	独 立
4	なかじま 中島 けいこ 恵子	—	新 任	社 外	独 立
再 任	再任取締役候補者	新 任	新任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者
			独 立		証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

は た け よ し あ き
富 善 昭
(1947年3月25日)

所有する当社の株式数…
0株

再 任

略歴、当社における地位

1969年4月	北方公認会計士事務所 入所	2008年1月	株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー (旧株式会社畠&スターシップ会計社) 設立 代表取締役 (現任)
1974年9月	畠税理士事務所 設立		
1979年8月	株式会社ケイビイシー 設立 代表取締役 (現任)		
1996年4月	畠行政書士事務所 設立	2013年10月	税理士法人畠経営グループ (旧税理士法人畠税理士事務所) 会長 (現任)
2000年3月	株式会社青山財産ネットワークス金沢 (旧株式会社船井財産コンサルタンツ金沢) 設立 代表取締役 (現任)	2018年7月	当社社外監査役
		2019年7月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2007年6月	株式会社メディカ・コンサルティング 設立 監査役 (現任)		
2007年10月	税理士法人畠経営グループ (旧税理士法人畠税理士事務所) 設立 代表社員		

重要な兼職の状況

税理士法人畠経営グループ 会長
株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 代表取締役
株式会社青山財産ネットワークス金沢 代表取締役
株式会社ケイビイシー 代表取締役
株式会社メディカ・コンサルティング 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

畠善昭氏は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また企業経営者としての経験や社外監査役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

な か に し ゆ う い ち

中西 祐一

(1975年12月9日)

所有する当社の株式数…

0株

再 任

略歴、当社における地位

2001年 4月	最高裁判所司法研修所	入所	2018年 7月	当社社外監査役
2002年10月	金沢弁護士会	登録	2019年 7月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2002年10月	岡田進法律事務所	入所		
2008年 6月	高松機械工業株式会社	社外取締役（現任）	2021年10月	株式会社北國銀行 社外監査役（現任）
2014年 1月	中西祐一法律事務所	開設（現任）		

重要な兼職の状況

中西祐一法律事務所 代表
高松機械工業株式会社 社外取締役
株式会社北國銀行 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西祐一氏は、弁護士としての高い専門的知見を活かし、また他社の社外取締役及び社外監査役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

やまもと ひでひろ
山本 英博

(1958年1月26日)

所有する当社の株式数…

0株

新任

略歴、当社における地位

1980年4月	株式会社北國銀行 入行	2013年6月	同行 取締役兼執行役員東京支店長
2001年1月	同行 七塚支店長		
2002年4月	同行 金石支店長	2015年4月	同行 取締役兼執行役員経営管理部長兼法務室長
2004年11月	同行 野々市エリア統括店長兼野々市支店長	2017年6月	同行 取締役 監査等委員
2007年6月	同行 高岡エリア統括店長兼高岡支店長	2021年6月	北國総合リース株式会社 代表取締役社長
2011年4月	同行 執行役員人事部長兼人材開発室長	2022年3月	株式会社北國フィナンシャルホールディングス 執行役員

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本英博氏は、金融機関役員としての業界経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして客観的かつ独立的な立場から職務の遂行が可能であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

なかじま けいこ
中島 恵子

(1973年9月9日)

所有する当社の株式数…

0株

新任

略歴、当社における地位

2004年1月	辻・本郷税理士法人 入社	2023年4月	中島恵子税理士事務所 開設
2005年7月	あいわ税理士法人 入社		(現任)
2006年11月	東京税理士会 登録		

重要な兼職の状況

中島恵子税理士事務所 代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中島恵子氏は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また大手税理士法人のパートナーとして経営活動全般に関与された豊富な経験があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- (注) 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【参考】各取締役の経験・専門性

役 職 名	氏 名	経営戦略	財務会計	人事労務	法務・コンプライアンス	サステナビリティ・ESG	I C T
代表取締役	苗代 亮達	●	●	●	●	●	
取 締 役	越野 亨	●			●		
取 締 役	長山 知広			●		●	
取 締 役	上野 英一		●		●	●	●
社外取締役 監査等委員	畠 善昭	●	●			●	
社外取締役 監査等委員	中西 祐一			●	●	●	
社外取締役 監査等委員	山本 英博		●		●		●
社外取締役 監査等委員	中島 恵子	●	●			●	

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化したものの、2023年5月より5類感染症に移行する方針が決定されるなど、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する段階へと移り始めました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の深刻化や急激な為替相場の変動による世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などが相次いだことにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められています。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を要することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設「PDハウス」を中核事業として全国展開を加速させております。当事業年度においては、以下の8施設（定員数合計434名）を新規開設し、「PDハウス」施設数は合計で20施設（定員数合計1,047名）となりました。

PDハウス 開設地域

2023年3月期末

PDハウス 計20施設

定員数 合計1,047名

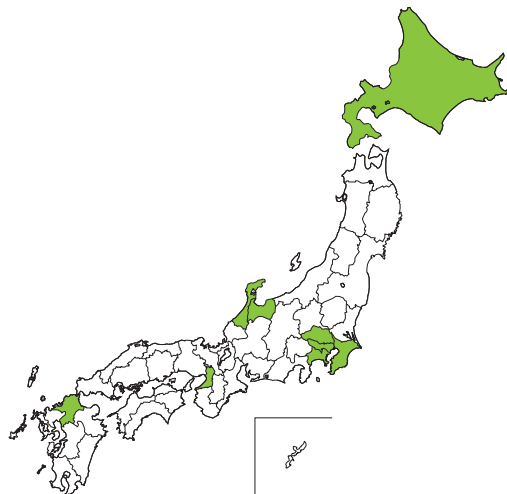
〔北海道〕 3 施設

〔関西〕 4 施設

〔関東〕 7 施設

〔九州〕 3 施設

〔北陸〕 3 施設



第18期開設施設の名称	所在地	定員数	開設年月
P D ハ ウ ス 足 立	東京都足立区	50名	2022年5月
P D ハ ウ ス 船 橋	千葉県船橋市	45名	2022年6月
P D ハ ウ ス 東 大 阪	大阪府東大阪市	48名	2022年7月
P D ハ ウ ス 八 尾	大阪府八尾市	60名	2022年9月
P D ハ ウ ス 秋 吉	富山県富山市	52名	2022年10月
P D ハ ウ ス 西 東 京	東京都西東京市	60名	2022年10月
P D ハ ウ ス 南 与 野	埼玉県さいたま市	60名	2022年12月
P D ハ ウ ス 月 寒	北海道札幌市	59名	2023年1月

既存施設を含めた各施設の稼働率はいずれも順調に推移しており、新型コロナウイルス感染拡大による影響は限定的となっております。

これらの結果、当事業年度の売上高は13,716百万円（前事業年度比162.9%）、営業利益は1,434百万円（同292.5%）、経常利益は1,140百万円（同327.0%）、当期純利益については784百万円（同306.6%）となりました。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高 137億16百万円	前事業年度比 162.9% 
経常利益 11億40百万円	前事業年度比 327.0% 
営業利益 14億34百万円	前事業年度比 292.5% 
当期純利益 7億84百万円	前事業年度比 306.6% 

(2) **設備投資の状況**

当事業年度の設備投資等の総額は7,489百万円（前事業年度比222.2%）であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得であります。

(3) **資金調達の状況**

当社は、2022年6月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募及び第三者割当による自己株式の処分により、総額3,928百万円の資金調達を行いました。また、設備資金に充当するため、金融機関からの借入により総額1,210百万円の資金調達を行いました。

(4) **事業の譲渡、吸収合併分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期	第17期 2022年3月期	第18期 2023年3月期
売 上 高	4,379百万円	5,404百万円	8,419百万円	13,716百万円
経 常 利 益	229百万円	316百万円	349百万円	1,140百万円
当 期 純 利 益	148百万円	241百万円	255百万円	784百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6円40銭	10円39銭	11円01銭	27円85銭
総 資 産	3,467百万円	4,788百万円	9,015百万円	19,211百万円
純 資 産	487百万円	693百万円	864百万円	5,370百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	20円99銭	29円86銭	37円24銭	179円72銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2021年3月25日付で普通株式1株につき100株、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	775 百万円
株 式 会 社 富 山 銀 行	635 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	549 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① サステナビリティ経営の実施

当社は「サステナビリティ委員会」を発足し、以下の課題に取り組んでいます。

(a) 介護と医療の未来を創造する

当社はミッションの一つである、「介護サービスに進化と変化を」の実現に向けて新たなサービスや施設を誕生させてきました。『PDハウス』はその一つであり当社の中核事業です。当事業はパーキンソン病（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症等の関連疾患も一部含む）専門の入居型施設であり、全国展開を行うことで、進行性難病を患った方々お一人おひとりに合わせたリハビリの場の提供、専門医による訪問診療等、従来の介護施設では適切なケアが困難だった人と地域に医療インフラを拡充します。また、当社は順天堂大学、福岡大学と、遠隔診療システムなどのICTやIOT、AI、ARやVRを積極的に活用した新サービス開発の共同研究にも取り組んでおります。施設で蓄積したパーキンソン病患者の臨床データを研究に還元することで、先駆者としての優位性を保持・成長させながら、ケアサービス全体への貢献にも繋げてゆきます。

(b) 多様性と将来性を尊重した職場を実現する

従業員の一人ひとりがそれぞれの持つ個性や多様性を活かせる職場づくりが組織全体の基本能力を強化することになると考え、働きやすい環境の創造に尽力しています。実際に近年では基本給・年間休日数の向上、福利厚生制度の再整備などを行いました。リモートワークや時短勤務などの柔軟な働き方も選択可能であり、従業員のワーク・ライフ・バランスを重視した体制の構築を目指しています。

また、順天堂大学とのオンラインセミナーを年13回、順天堂大学、福岡大学との合同事例検討会を年5回実施し、PDハウスで勤務するリハビリ職、看護職、介護職のスキル向上を図っております。介護人材は無資格・未経験の従業員採用にも注力し、その上で介護士の知識・技術の高水準化・均一化を目的として、介護職員初任者研修の受講費用を当社で全額負担しております。また、独自の介護技術認定制度を導入し、高水準の介護サービスを安定して提供できるよう、人材の育成を行っております。

(c) 透明性の高い経営管理を行う

株主を始めとする全てのステークホルダーの利益を守ることがコーポレート・ガバナンスであると考え、法令遵守及びその他社会的に責任を果たすことはもちろん、経営の効率性、健全性及び透明性の向上、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。当該認識のもと、取締役会、監査等委員会に加え、指名報酬諮問委員会、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、事業の透明性を確保しています。

指名報酬諮問委員会は取締役の指名、報酬などに関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を目的とした、取締役会の諮問機関です。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、社内規程に基づいたコンプライアンスの維持・向上を目的とした機関で、原則として月に一回協議会を開催するほか、緊急事案が発生した際には臨時委員会を開催し、早急な問題解決を図ります。従業員においては全員に定期的にコンプライアンスやインサイダー取引にかかわる規律の研修を行っており、法令遵守の重要性や倫理的な観点を組織に浸透させています。従業員には入職時に「内部通報窓口カード」を配布し、個人が企業倫理に抵触する事案・恐れ・疑問を感じた際に気軽に連絡でき、組織的に対処できる仕組みを設置しております。

(d) 地域・自然環境と共生する

政府が掲げる2050年までのカーボンニュートラル実現のため、多角的な取り組みを行っています。CO2排出量ゼロを段階的に達成すべくGHG排出量の算定を開始しました。また、2023年5月に全施設照明のLED化を完了しており、2023年秋には太陽光発電の導入を開始する予定です。クラウド活用によるペーパーレス化の推進、電子帳簿保存法の対応など、業務効率向上と環境保全の両立を重視した取り組みに尽力しています。

② PDハウス事業の拡大

当事業はパーキンソン病（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症等の関連疾患も一部含む）専門の入居型施設となります。パーキンソン病を患う入居者に質の高いサービスを提供できるようリハビリテーションおよび看護体制を強化させ、PDハウス事業を積極的に展開します。当事業年度は、『PDハウス』＜パーキンソン病（英：Parkinson's Disease）＞を冠した施設を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、大阪府に新規8施設を開設し、全国で合計20施設の運営となりました。今後も当社のバリューを明確にし、ニーズの高い顧客への確にサービスを届けるべく、都市部を中心に新規開設を進めてまいります。

(a) PDハウス事業の運営方針

『PDハウス』はパーキンソン病の専門介護施設として、通常の介護サービスに加えてリハビリ職員が専門的な視点から生活支援を行い、パーキンソン病に特化した専門のリハビリプログラムを提供し、日々患者の運動機能向上をサポートしております。また、24時間の訪問看護体制によって適切な看護サービスや服薬管理を行えるため、入居者に安心・安全で豊かな生活環境を提供しております。

全国にPDハウスブランドを訴求するために、パンフレット・WEB等の広告宣伝活動を実施し、医療機関や介護施設からの入居者紹介に重点をおいています。

また、『PDハウス』では、パーキンソン病を専門とする脳神経内科医や大学病院、研究機関との共同研究や事例検討を実施しており、より効果的で専門性の高い独自のサービス開発に取り組んでおります。専門施設であるという独自性で当社の事業基盤を堅牢なものにし、施設運営過程で得たエビデンスに基づいた新たなリハビリサービスの創造に挑戦し続けることで、他社の追従を許さない企業価値を築いてゆきます。

なお、『PDハウス』という名称は商標登録をしており、唯一無二の専門施設として更なるサービス向上並びにブランディングの構築を目指し、都市部を始めとした全国のパーキンソン病を患う方々に訴求していきます。

(b) 開設方針

全国で約14万人（厚生労働省「2021年度衛生行政報告例」（2021年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）と言われているパーキンソン病患者の方々にいち早く当社のサービスを提供するために、対象患者数が多い関東圏、関西圏をはじめとした都市部を中心に、18期の8施設の開設に続いて、今後は2030年までに日本全国に100施設の開設を目標とし、在宅での生活が困難な重度な方や療養病棟で過ごしている方が安心して過ごせる専門施設を目指します。

③ 人材の確保と育成

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材の確保を重要な課題としております。人材の確保及び採用力の強化として、人材採用に関する専門部署を配置し、採用マニュアルを整備しております。新規参入地に採用担当を配置、求人サイトやメディア、インターネットを活用したWeb面接や就職セミナーへの参加、求職者からの応募受付、面接業務の外部委託など、求職者に対して迅速且つ柔軟に対応できる採用チームの構築を行っております。全国展開に伴う業務増加に備え、人的リソースの拡充を行っております。特に業務量の増加が見込まれる開発部・採用部・教育部の人員数は今期で1.5倍～2.5倍に増員されました。

当社が安定的かつ持続的に事業を運営するにあたり、それに見合った人材を育成する必要があり、利用者が安心・安全に生活できるサービスを提供する上で人材育成が事業の基盤となります。そのため育成については、専門職種や階層ごとの研修プログラムや教育マニュアル等を整備し、サービスの均一化と向上に取り組んでおります。

また、職員アンケートや定期的な面談を実施することで従業員の意見を収集し、労働環境・福利厚生制度の整備、リモートワーク等の柔軟な働き方を推奨するなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社では感染症マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症対策として職員の健康チェック、換気・手洗い・手指消毒の励行等をはじめ、フェイスシールド、N95マスク、ガウン・テックニックの正しい着用方法の研修を行う等、日常的な感染対策の取り組みを行っております。また、各施設で発生する様々なリスクを収集し、対策に取り組むリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、適宜当社に与えるリスク軽減を図っております。加えて、当委員会では代表取締役社長を含む経営陣が参加し、迅速な対策を講じております。

(11) 主要な本社・支社及び営業所（2023年3月31日現在）

〔本 社〕 金沢本社：石川県金沢市二宮町15番13号

東京本社：東京都千代田区丸の内2丁目4番1号 丸の内ビルディング9階

〔支 社〕 大阪支社：大阪府大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル10階

地 区	事 業 所 の 所 在 地	事業所数計
北 海 道	北海道（札幌）	3
関 東	東京（足立・板橋・西東京）、神奈川（相模原・藤沢）、千葉（船橋）、埼玉（さいたま）	7
北 陸	石川（金沢・野々市・白山・小松・加賀）、富山（富山）	26
関 西	大阪（門真・吹田・東大阪・八尾）	4
九 州	福岡（福岡）	3
事業所数 総合計		43

(12) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
1,747名（84名）	666名増（3名減）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約の社員）については、年間の平均人員数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
 - ② 発行済株式の総数 11,740,000株
 - ③ 自己株式 1,778,916株
 - ④ 株主数 2,240名
- 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率（％）
株 式 会 社 杏	4,500,000株	45.18％
苗 代 亮 達	1,966,000株	19.74％
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	729,800株	7.33％
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	442,700株	4.44％
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	206,445株	2.07％
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	174,300株	1.75％
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	95,436株	0.96％
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM C L I E N T A C C T S M I L M F E	90,078株	0.90％
株 式 会 社 S B I 証 券	82,500株	0.83％
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	78,000株	0.78％
計	8,365,259株	83.98％

（注）株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 1. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は80,000,000株増加し、120,000,000株となりました。
 2. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は23,480,000株増加し、35,220,000株となりました。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

			第1回新株予約権	
発行決議日			2021年3月15日	
新株予約権の数			600個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき	60,000株 100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり)	21,814円 219円)
権利行使期間			2023年3月27日から2031年3月15日まで	
行使の条件			(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 新株予約権の目的となる株式の種類と数 保有者数	400個 40,000株 4名
		社外取締役	新株予約権の数 新株予約権の目的となる株式の種類と数 保有者数	一個 一株 一名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 新株予約権の目的となる株式の種類と数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役又は監査等委員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の株式が国内又は国外の証券取引所に上場される日（以下、「上場日」という。）までは、これを行行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行行使することができる。ただし、上場日が2030年1月1日以降となる場合には、上場日以降、割当てられた権利の全部について行行使することができる。
 - (a) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行行使することができる。

- (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
 - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。
- ④ 新株予約権者については、新株予約権の割当てを受けた時点の職位から降格した場合には、当該新株予約権を行使できない。
- ⑤ 新株予約権者の相続による新株予約権の行使は認めない。
2. 当社は、2022年2月15日付で1株を100株とする株式分割を実施しており、目的となる株式数及び行使価額は調整されております。
3. 当社は、2023年4月1日付で1株を3株とする株式分割を実施しておりますが、上記は当該株式分割前である2023年3月31日時点での株式数及び行使価額としております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

	第5回新株予約権
発行決議日	2022年11月15日
新株予約権の数	130個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 776,700円 (1株当たり 7,767円)
権利行使期間	2024年11月16日から2032年11月15日まで
行使の条件	(注) 1
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 130個 新株予約権の目的となる株式の種類と数 13,000株 保有者数 3名

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりです。
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役又は監査等委員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部

又は全部を行使することができる。

(a) 2024年11月16日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。

(b) 2025年11月16日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。

(c) 2026年11月16日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

③ 新株予約権者については、新株予約権の割当てを受けた時点の職位から降格した場合には、当該新株予約権を行使できない。

④ 新株予約権者の相続による新株予約権の行使は認めない。

2. 当社は、2023年4月1日付で1株を3株とする株式分割を実施しておりますが、上記は当該株式分割前である2023年3月31日時点での株式数及び行使価額としております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況

(2023年3月31日現在)

氏 名	任 期	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
苗 代 亮 達	(注) 2	代表取締役社長	・ 株式会社杏 代表取締役
越 野 亨	(注) 2	専務取締役	－
長 山 知 広	(注) 2	常務取締役人事部長	－
上 野 英 一	(注) 2	常務取締役総務経理部長	－
中 山 美 智 代	(注) 2	取締役定着管理部長	－
田 中 誠 一	(注) 3	常勤監査等委員 (注) 1	－
畠 善 昭	(注) 3	監査等委員 (注) 1	・ 税理士法人畠経営グループ 会長 ・ 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 代表取締役 ・ 株式会社青山財産ネットワークス金沢 代表取締役 ・ 株式会社ケイビーシー 代表取締役 ・ 株式会社メディカ・コンサルティング 監査役
中 西 祐 一	(注) 3	監査等委員 (注) 1	・ 中西祐一法律事務所 代表弁護士 ・ 高松機械工業株式会社 社外取締役 ・ 株式会社北國銀行 社外監査役

(注) 1. 取締役（監査等委員）田中誠一、畠善昭、中西祐一の3氏は、社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(注) 3. 2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(注) 4. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(注) 5. 当社は、取締役（監査等委員）田中誠一、畠善昭、中西祐一の3氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(注) 6. 2023年4月1日付で、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

- ・ 越野亨は専務取締役運営本部長となりました。
- ・ 長山知広は常務取締役人事企画本部長となりました。
- ・ 上野英一は常務取締役管理本部長となりました。
- ・ 中山美智代は取締役教育部長となりました。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めており、同法第427条第1項に規定の責任限定契約を締結しております。

(3) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させ、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役3名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 監査等委員でない取締役の報酬

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会において、各取締役の役位と職責及び前期の業績等を評価して報酬案を決定し、取締役会で決議しております。

具体的な報酬額については、2019年6月25日開催の定時株主総会において決定された年額200,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）の報酬枠の範囲内としております。

(b) 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

具体的な報酬額については、2019年6月25日開催の定時株主総会において承認された年額30,000千円の報酬枠の範囲内で監査等委員会の協議に基づき決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	109,605 (-)	109,605 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,003 (9,003)	9,003 (9,003)	- (-)	- (-)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員畠善昭氏は、税理士法人畠経営グループの会長、株式会社畠フィナンシャル・エージェンシーの代表取締役、株式会社青山財産ネットワークス金沢の代表取締役、株式会社ケイビイシーの代表取締役、株式会社メディカ・コンサルティングの監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。
- ・監査等委員中西祐一氏は、中西祐一法律事務所代表弁護士、高松機械工業株式会社の社外取締役、株式会社北國銀行の社外監査役であります。なお、当社は株式会社北國銀行からの借入や有料所業紹介契約の締結による商取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況と期待される効果

氏名	在任期間	取締役会への出席状況
田中誠一	3年11ヶ月	当期開催の取締役会18回、監査等委員会12回全てに出席しました。
畠善昭	4年11ヶ月	当期開催の取締役会18回、監査等委員会12回全てに出席しました。
中西祐一	4年11ヶ月	当期開催の取締役会18回、監査等委員会12回全てに出席しました。

当社の社外取締役は3名であり、その全員が監査等委員であります。監査等委員である社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

社外取締役の田中誠一氏は、事業会社における監査役の経験と経営に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の畠善昭氏は、税理士としての豊富な経験および知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の中西祐一氏は、弁護士としての豊富な経験および知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

③ 社外取締役監査等委員による監査と内部監査室、監査等委員監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役監査等委員は、会計監査人及び内部監査室の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査機関と連携した監督機能を果たしております。

また、常勤監査等委員は内部監査室とのミーティングを毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果、内部統制運用評価状況等の報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任または不解任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

サンウェルズのミッション『福祉の職場をもっと魅力的に！』『介護サービスに進化と変化を！』『未来を作る「人」を育成する！』を前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。

- (a) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制を整備し運用する。
- (b) コンプライアンスの徹底を図るため、当社の取締役及び使用人への教育を行う。
- (c) 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- (d) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。
- (e) サステナビリティ委員会を設置し、社会と企業の持続可能性の両立を目指した企業活動を推進する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、およびそれらの関連資料
- (b) 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- (c) 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- (d) 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 当社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制の強化を行う。
 - (b) 定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催する。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことが出来る。
 - (b) 監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
 - (a) 監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことが出来る。
 - (b) 取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。
 - (d) 「内部通報制度に関する規程」に基づき、取締役及び使用人は、不正行為やハラスメント行為等を速やかに通報または相談できる体制を整備し、内部通報者が不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることが出来る。
 - (b) 監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査室や会計監査人と連携する。
 - (c) 監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。
- ⑧ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は「取締役会規程」定款に定時取締役会を毎月1回開催と定めており、当事業年度において取締役会は18回開催されております。また、社内規程などは随時見直しを行い、改善するとともに、その内容を周知し、全従業員が常時確認できるようにしております。
- ② 監査等委員会は12回開催され、全員が社外取締役により構成されております。監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室との間で意見交換を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(3) 反社会的勢力の排除に向けた取組み状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しません。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (a) 社内規程の整備状況
当社では、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守するとともに、反社会的勢力マニュアル及び取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル等を整備し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、総務経理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(4) 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。一方、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、内部留保資金を今後の積極的な事業展開に活用していくことを優先する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当（3月31日基準日）及び中間配当（9月30日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,425,273	流動負債	3,240,411
現金及び預金	2,610,510	買掛金	87,369
売掛金	2,677,623	短期借入金	700,000
商仕掛品	2,267	1年以内償還予定社債	31,000
仕掛品	1,127	1年以内返済予定長期借入金	161,042
貯蔵品	10,494	リース債務	169,059
前渡金	54,477	未払金	833,642
前払費用	60,288	未払費用	230,759
その他の金	8,864	未払法人税等	402,718
貸倒引当金	△379	前受り金	3,192
固定資産	13,786,495	預り金	15,323
有形固定資産	12,785,710	前受収益	5,266
建物	1,949,278	賞与引当金	592,333
構築物	58,007	その他の金	8,704
工具、器具及び備品	256,409	固定負債	10,600,564
土地	882,441	社債	75,000
リース資産	8,695,656	長期借入金	1,265,662
建設仮勘定	943,916	リース債務	8,794,064
無形固定資産	11,343	退職給付引当金	126,391
ソフトウェア	8,704	資産除去債務	181,745
その他の金	2,639	その他の金	157,700
投資その他の資産	989,441	負債合計	13,840,975
出資金	10	(純資産の部)	
長期貸付金	50,492	株主資本	5,366,871
破産更生債権等	1,456	資本金	35,000
長期前払費用	107,203	資本剰余金	4,023,976
繰延税金資産	389,721	その他の資本剰余金	4,023,976
その他の金	442,013	利益剰余金	1,317,441
貸倒引当金	△1,456	利益準備金	8,750
		その他の利益剰余金	1,308,691
		繰越利益剰余金	1,308,691
		自己株式	△9,546
		新株予約権	3,921
資産合計	19,211,769	純資産合計	5,370,793
		負債純資産合計	19,211,769

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,716,884
売上原価	9,971,065
売上総利益	3,745,818
販売費及び一般管理費	2,311,436
営業利益	1,434,381
営業外収益	
受取利息及び配当金	347
補助金収入	58,585
助成金収入	34,334
保険金の収入	4,038
その他	12,955
営業外費用	
支払利息	372,258
その他	31,518
経常利益	1,140,866
特別利益	—
特別損失	
固定資産除却損	6,296
その他	83
税引前当期純利益	1,134,486
法人税、住民税及び事業税	481,485
法人税等調整額	△131,082
当期純利益	784,082

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 智 己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウェルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果。

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月19日

株式会社サンウェルズ監査等委員会

常勤監査等委員	田 中 誠	一	㊞
監 査 等 委 員	畠 善 昭		㊞
監 査 等 委 員	中 西 祐	一	㊞

(注) 監査等委員田中誠一・畠 善昭及び中西祐一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ESG topics

当社は持続可能な社会の実現に向けた考えを明確化し、継続的に実施すべく、2023年4月に『サステナビリティ委員会』を設立し、これまでとこれからの取り組みについて下記のようにまとめました。

環境

Environment

- ・エネルギー効率に配慮した建設資材（高性能断熱材・再生プラスチック等）を使用
- ・GHG（温室効果ガス）排出量の算定
- ・99%再生材ごみ袋使用により CO₂ 排出削減に貢献
- ・全施設照明の LED 化（2023 年 5 月完了）
- ・自家消費型太陽光発電の導入（2023 年秋実施予定）

社会

Social

- ・「PD ハウス」の全国展開による雇用の創出（2024 年 3 月期 1,000 人新規雇用予定）
- ・介護職賞与引き上げ、本社管理部門給与ベース UP、年間休日の増加（120 日）
- ・全国展開によって広域で進行性難病罹患患者へのリハビリ機会を提供
- ・社内資格制度による介護従事者の知識・技術の高水準化、均一化
- ・全国の大学病院とパーキンソン病についての共同研究を実施し、治療の進歩に貢献
- ・施設運営によって得た臨床データを活用し、ケアサービス全体の発展に寄与
- ・再生医療を活用した新サービスの提供を検討

統治

Governance

- ・財務情報や事業計画、社会的影響など重要な情報を適時開示で積極的に公開
- ・金融商品取引法に基づいた監査法人による監査等、第三者評価機関による評価を実施
- ・監査等委員会の設置、指名報酬諮問委員会の設置
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置
- ・内部通報制度の整備（社内・社外通報窓口を設置）
- ・個人情報の漏洩に対するセキュリティ強化、万が一の被害拡大防止策を実施
- ・看護記録ソフトに 2 段階認証を導入

サンウェルズ サステナビリティ基本方針

あらゆる人々が輝く社会を実現するために、
サンウェルズは進化と変化を続けます。

進行性難病によりご家庭での生活が困難になった方や、これまで専門医による診療や十分なリハビリテーション、24 時間体制の看護を受けられなかった方にも、安心して生活できる場を提供し、QOL（Quality of Life：日々の生活の質）を改善していただきたい。その思いからサンウェルズはパーキンソン病専門施設「PD ハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題の多面的な解決に挑戦します。「自らが輝き、人を元気にする」の経営理念に基づき、皆様の生活、地域や環境の未来、介護業界の将来を照らし続けることで、あらゆる人と環境が調和し共存できる、輝く社会づくりに尽力してまいります。

下記で当社のサステナビリティに関する取り組みを記載しております。



当社 WEB サイト
サステナビリティページ

<https://sunwels.jp/pdh/sustainability/>

